

尾道市空き家改修（新規創業）支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市空き家改修（新規創業）支援事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、空き家の活用による地域の活性化を図ることを目的として、市内において尾道市空き家バンクに登録した空き家を取得したうえで新たに創業する者に対して、予算の範囲内において尾道市空き家改修（新規創業）支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、尾道市補助金交付規則（昭和38年規則第18号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）市内に存在する戸建て住宅、長屋住宅、集合住宅又は併用住宅をいう。
- (2) 尾道市空き家バンク 尾道市空き家バンク制度要綱（平成21年10月1日制定）第2条第3号に規定する空き家バンク、尾道市御調地区空き家バンク制度要綱（平成27年9月8日施行）第2条第3号に規定する空き家バンク、尾道市因島地区空き家バンク制度要綱（令和2年4月1日施行）第2条第3号に規定する空き家バンク又は尾道市原田・木ノ庄東地区空き家バンク制度要綱（令和4年3月31日制定）第2条第3号に規定する空き家バンク制度をいう。
- (3) 併用住宅 住宅のうち、居住の用に供さない部分を有する建築物をいう。
- (4) 事業所 事業の用に供するために直接必要な建物及びその附属施設をいう。

- (5) 創業 個人又は法人が新たに事業を開始することをいう。
- (6) 新規創業者 事業を営んでいない個人又は法人であって、新たに事業を開始する具体的な計画を有する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内で創業する新規創業者のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、市長が特に認める者は、この限りでない。

- (1) 尾道市空き家バンクに登録している物件を令和7年4月1日以後に取得し、事業所を設置しようとする者（当該物件取得後、原則として6か月を経過していないこと。）
- (2) 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）で認定された創業支援等事業計画に基づいて創業支援等事業者が実施する特定創業支援等事業による支援を受け、特定創業支援等事業を受けた旨の証明書を有する者
- (3) 市税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下「市税等」という。）を滞納していない者

2 前項に該当する者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付対象者としなない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む者であるとき。
- (2) 尾道市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者等市長が不相当と認める者であるとき。
- (3) 他の者が行っていた事業を承継して行う事業を営む者であるとき。
- (4) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者であるとき。
- (5) 近親者（3親等内の者をいう。）から取得した物件において事業を実施しようとするとき。
- (6) その他市長が適切でないとき。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、交付対象者が市内で創業するために、次の各号のいずれかに該当する融資（以下「創業資金融資」という。）のうち事業所開設の設備資金

を対象とするものを受ける事業とする。

- (1) 国又は地方公共団体が実施する創業に係る融資
- (2) 政策金融機関が実施する創業に係る融資
- (3) 民間金融機関が実施する創業に係る融資
- (4) 公共的団体が実施する前3号に準ずる融資
(補助対象事業の施工業者)

第5条 補助対象事業における建物の改修又は修繕を行う施工業者は、原則として市内に本店、支店、営業所、事務所その他これらに類する施設を有する法人及び個人事業者に限るものとする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、創業資金融資の対象となった事業所開設の整備に係る経費（建物の改修又は修繕に係る経費に限る。）とする。

- 2 補助金の交付は、同一事業者につき1回限りとする。
- 3 補助対象事業と同一の事業又は同種の事業であつて尾道市、国、県又は他の団体の補助金の交付を受けている事業は、補助金の交付対象外とする。ただし、尾道市中小企業創業資金利子補給金交付要綱（平成25年3月28日制定）に基づく尾道市中小企業創業資金利子補給金を受けられる場合については、この限りでない。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額（1,000円未満の端数は切り捨てる。）とし、その上限については、30万円とする。

(補助対象事業の実施期間)

第8条 補助対象事業を実施する期間は、補助金の交付決定を受けた日から当該日の属する年度の末日までの期間とする。

(交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に係る建物の改修又は修繕に着手する前に尾道市空き家改修（新規創業）支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別記様式第2号）

- (2) 市税等納付状況照会承諾書（別記様式第3号）
- (3) 空き家の登記事項証明書又は所有者を確認することができる書類
- (4) 空き家の売買契約書の写し又は贈与であることが分かる書類
- (5) 創業資金融資の申込みを行うときに提出する事業計画書（以下「事業計画書」という。）及び収支予算書
- (6) 補助金の交付申請時に創業資金融資の実施が決定しているときは当該融資に係る契約書の写し、決定していないときは当該融資に係る申込書の写し
- (7) 事業の内容を示す書類、図面及び整備に係る見積書の写し
- (8) 改修又は修繕箇所の現況写真
- (9) 特定創業支援等事業を受けた証明書の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類
（交付決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、尾道市空き家改修（新規創業）支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更等）

第11条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業の内容及び経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ尾道市空き家改修（新規創業）支援事業補助金に係る補助対象事業変更承認申請書（別記様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の変更割合が20パーセント以下のときは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認に際し、必要に応じて条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

（補助対象事業の中止又は廃止）

第12条 交付決定者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、尾道市空き家改修（新規創業）支援事業補助金に係る補助対象事業中止（廃止）報告書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 交付決定者は、補助対象事業の完了後、事業所を開設した日か

ら30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに尾道市空き家改修（新規創業）支援事業補助金に係る補助対象事業実績報告書（別記様式第7号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助対象事業の完了が確認できる書類（図面及び写真等）
- (3) 補助対象事業に係る創業資金融資の契約書の写し
- (4) 融資対象整備資金に係る費用についての支出を証する書類（領収書の写し等）
- (5) 法人登記事項証明書、定款又は税務署へ提出した開業届出書その他事業内容が確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類
（補助金額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査するとともに、当該職員に必要な応じ現地調査をさせ、適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、尾道市空き家改修（新規創業）支援事業補助金確定通知書（別記様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 交付決定者は、前条の通知書を受けたときは、尾道市空き家改修（新規創業）支援事業補助金請求書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第16条 市長は、前条の請求書を受理したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第17条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。
- (2) 創業の日から起算して3年を経過する日までに事業を中止し、又は営業形態を変更し、若しくは事業所を移転したとき。
- (3) この要綱の規定又は補助金の交付条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の使途が不相当と認められたと

き。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に交付決定者に当該取消しに係る補助金を交付しているときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(検査)

第19条 交付決定者は、市長が補助対象事業の運営及び経理等の状況について検査を求めた場合又は補助対象事業について報告を求めた場合は、これに応じなければならない。

(報告義務)

第20条 交付決定者は、創業の日から起算して3年を経過するまでに補助対象事業を中止し、又は営業形態を変更し、若しくは事業所を移転するときは、市長に書面で報告しなければならない。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。